

トライアル
エントラント 関係者 各位

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会
MFJ トライアル委員会

2024年MFJ国内競技規則 付則 19 トライアル競技規則 ペナルティーおよび付則判例集ペナルティーについて、
規則を改訂いたしました。本改訂の施行日は 2024年2月5日(月) です。

【付則 19 トライアル競技規則 ペナルティー】

▶11-2-3-14

現規則

「車両が停止している、かつフォルトの状態です。ハンドルバーが地面に接地した場合。」

↓

改訂後

「車両が停止している、かつ足つきの状態でハンドルバーが地形に接地した場合。」

▶11-2-3-15

現規則

「車両が前進しない状態でライダーが足をつく、またはどこかに寄りかかっている、またはタイヤおよびエンジンプロテクションプレートを除く車両の一部が地面および地形に接している時に、エンジンが停止してしまった。※関連事項：付則判例集ペナルティー関連 5」

↓

改訂後

「車両が前進しない状態でライダーが足をつく、またはどこかに寄りかかっている、またはタイヤを除く車両の一部が地面および地形に接している時に、エンジンが停止してしまった。」

【付則 判例集】

ペナルティー関連 5)

現規則

「いわゆる”カメの状態”では減点の対象とならない。※関連事項：付則 19 トライアル競技規則 11 ペナルティー 11-2-3-15」

↓

改訂後

当該項目を削除

以上